

# 佐世保市子ども・子育て会議条例改正の件

## 1 改正の主旨

- 中核市移行に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条の規定に基づく合議制の機関を設置するため、条例を改正するもの。

## 2 改正の概要

### ① 児童福祉法その他の法令の規定により児童福祉審議会が所掌する事項の追加

- 児童福祉審議会において、“保育所の設置の認可”に関する事。 “家庭的保育事業の認可”に関する事。“助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の設置者に対する事業の停止命令”に関する事。等を調査審議し、関係行政機関に意見を具申することができる。

（主な事項）

- ・ 児童福祉法第 35 条第 6 項の規定により意見を聴くこととされた保育所の設置の認可に関する事。（同条第 4 項に規定）
- ・ 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定により意見を聴くこととされた家庭的保育事業等の認可に関する事。（同条第 2 項に規定）
- ・ 児童福祉法第 46 条第 4 項の規定による助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童厚生施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項
- ・ 児童福祉法第 59 条第 5 項の規定による認可外保育施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項

他

### ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条に規定する事項の追加

- 児童福祉審議会において、“幼保連携型認定こども園の認可”に関する事。“幼保連携型認定こども園の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令”に関する事。“等に関して第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。”

（主な事項）

- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 3 項の規定により意見を聴くこととされた幼保連携型認定こども園の認可に関する事。（同条第 1 項に規定）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 21 条第 2 項の規定により意見を聴くこととされた幼保連携型認定こども園の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事。（同条第 1 項に規定）

## 3 施行期日

- 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。